

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月11日

【会社名】 リゾートトラスト株式会社

【英訳名】 RESORTTRUST, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 勝康

【本店の所在の場所】 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

【電話番号】 052 - 933 - 6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

【電話番号】 052 - 933 - 6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵

【縦覧に供する場所】 リゾートトラスト株式会社 東京本社
(東京都渋谷区代々木四丁目36番19号リゾートトラスト東京ビル)

リゾートトラスト株式会社 大阪支社
(大阪市北区西天満四丁目15番18号 プラザ梅新)

リゾートトラスト株式会社 横浜支社
(横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMO ライジングビル3F)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

平成25年7月11日開催の当社取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

リゾートトラスト株式会社2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

ロ 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- () 株価の下落により、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加する可能性がある。
- () 転換価額の修正基準は、2014年7月15日（当日を含む。）までの15連続取引日（下記八() (2) に定義する。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）であり、修正の頻度は1回である。
- () 修正による転換価額の下限は、修正前の転換価額の80%の1円未満の端数を切り上げた金額である。なお、当該転換価額の下限が定められているため、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数の上限は定められていない。また、資金調達金額が本新株予約権付社債の発行価額により決定するため、資金調達額の下限は定められていない。
- () 下記八() (2)乃至(7)記載の通り、120%コールオプション条項、税制変更又はクリーンアップ条項による場合、当社は繰上償還することができ、組織再編等（下記八() (4)に定義する。）、上場廃止等又はスクイズアウトによる場合、当社は繰上償還を行う。

ハ 本新株予約権付社債券に関する事項

- () 発行価額（払込金額）
本社債の額面金額の100.5%（各本社債の額面金額 5,000,000円）
- () 発行価格（募集価格）
本社債の額面金額の103%
- () 発行価額の総額
150億7,500万円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の払込金額合計額を合計した額
- () 券面額の総額
150億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
- () 利率
本社債には利息を付さない。

() 償還期限

(1) 満期償還

2018年7月27日

(2) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、終値が、30連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に適用のある下記（ ）記載の転換価額の120%以上であった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して当該30連続取引日の最終日から30日以内かつ償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、2015年7月29日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記（ 4 ）乃至（ 6 ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本（ 2 ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(3) 税制変更による繰上償還

当社は、日本国の税制の変更等により、当社が下記ヨ（ ）記載の追加額の支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Capital Markets Europe（下記ニに定義する。）に了解させた場合には、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記（ 4 ）乃至（ 6 ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本（ 3 ）に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(4) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、下記ヨ（ ）（ 1 ）記載の措置を講ずることができない場合、又は 承継会社等（下記ヨ（ ）（ 1 ）に定義する。）が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記（ ）（ 2 ）記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じた、本新株予約権付社債の要項に定める一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする（但し、償還日が2018年7月14日から同年7月26日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における、当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又はその他の日本法上の会社再編手続で本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を上記(4)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。）（但し、償還日が2018年7月14日から同年7月26日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(5)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記(4)又は下記(6)のいずれか及び本(5)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(4)又は下記(6)の手続が適用されるものとする。

(6) スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイズアウト事由が生じた日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(4)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。）（但し、償還日が2018年7月14日から同年7月26日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

(7) クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が上記(4)乃至(6)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本(7)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(8) 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2016年7月29日に額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2016年6月30日から2016年7月15日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債をDaiwa Capital Markets Europeに預託することを要する。

但し、当社が上記(3)乃至(7)に基づく繰上償還の通知を行った場合、上記償還請求と当該通知の前後関係にかかわらず、2016年7月29日より前に当該通知が行われている限り、本(8)に優先して上記(3)乃至(7)に基づく繰上償還の規定が適用される。

(9) 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、幹事引受会社（下記二に定義する。）を通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のためにDaiwa Capital Markets Europeに引き渡すことができ、Daiwa Capital Markets Europeは、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

(10) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Daiwa Capital Markets Europeが残存本社債の期限の利益喪失を当社に対して通知した場合には、当該通知を受領してから15日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項に定めるその他の措置をとらない限り、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額で償還しなければならない。

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式

当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に特に制限のない当社における標準となる株式であって、単元株式数は100株である。

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記()記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

() 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数を発行する。

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が当社取締役会の授権に基づき投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社、幹事引受会社及びその他の当事者との間で締結する社債買取並びに支払及び行使請求受付代理契約書の締結日における終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

(4) 2014年7月15日（以下「決定日」という。）（当日を含む。）までの15連続取引日の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2014年7月29日（以下「修正日」という。）以降、上記の方法で算出された終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）に修正される（但し、決定日（当日を含まない。）から修正日（当日を含む。）までの間に上記(3)に従って行われる調整に服する。）。但し、上記の方法で算出された終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）が、決定日に有効な転換価額の80%未満となる場合には、転換価額は、決定日に有効な転換価額の80%に相当する金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする（但し、決定日（当日を含まない。）から修正日（当日を含む。）までの間に上記(3)に従って行われる調整に服する。）。

() 本新株予約権の行使期間

2013年8月12日から2018年7月13日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、上記()(2)乃至(8)記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、上記()(9)記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europeに引き渡された時まで、また上記()(10)記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年7月13日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

また、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日（以下に定義する。）が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「行使日」という。）と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日（当該4営業日の計算においては両日（行使日及び株主確定日）を計算に含めるものとする。）に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(x) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(x) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(x) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込があったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(x) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

二 発行方法

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch（本書において「Daiwa Capital Markets Europe」という。）及びその他の買取引受人（Daiwa Capital Markets Europeと併せて、本書において「幹事引受会社」と総称する。）の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。

ホ 引受人の名称

Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch (単独ブックランナー兼主幹事引受会社)

Mizuho International plc

Nomura International plc

ヘ 募集を行う地域

スイス連邦を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)

ト 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 手取金の総額

(1) 払込総額

15,075百万円

(2) 発行諸費用の概算額

27百万円

(3) 差引手取概算額

15,048百万円

() 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の新規発行による手取概算額15,048百万円については、7,700百万円を平成27年1月までに会員制リゾートホテルである「エクシブ鳥羽別邸(仮称)」建設のための設備投資資金及び825百万円を平成25年10月までに一般ホテルである「ホテルトラスティ金沢 香林坊」建設のための設備投資資金並びに2,600百万円を「トラストグレイス御影(みかげ)(旧クラブ・アンクラージュ御影)」を保有する株式会社アンクラージュの株式取得資金(平成25年5月30日に自己資金にて全額を払込済。)にそれぞれ充当し、残額を平成26年3月までに借入金の返済資金に充当する予定である。

チ 新規発行年月日

2013年7月29日

リ 本新株予約権付社債を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項なし。

ヌ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

取引銀行からの借入や新株式の発行といった複数の資金調達方法を検討した上で、当社財務状況及び足元の市場環境、既存株主への配慮等を総合的に勘案し、今後の経営環境等の変化に対応できる柔軟性ある財務戦略を遂行することを念頭に、金利コストの低減や必要額の調達といった点等の実現が可能な行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行が、現時点において最善の手法であると判断した。

なお、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになり、また、転換価額の下修正条項が付されているため、転換価額の修正が行われた場合には本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数が増加することになるが、かかる転換価額の修正が行われるのは、1回のみ限定されており、修正による転換価額の下限も設定されていることから希薄化の抑制が可能であると判断した。

ル 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての取得者と当社との取決めの内容

該当事項なし。

ヲ 当社の株券の売買に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項なし。

ワ 当社の株券の貸借に関する事項についての取得者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項なし。

カ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としてのその他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

ヨ 本新株予約権付社債に関するその他の事項

() 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(1) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、その時点で適用のある法律上実行可能であり、その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ 当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用（租税を含む。）を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して上記八() (4) 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(a)又は(b)に従う。なお、転換価額は上記八() (3)及び(4)と同様の調整及び修正に服する。

(a) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等の際に承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される時は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(b) 上記(a)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、上記八()に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

() 追加額の支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税当局により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要となった場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

タ 平成25年7月11日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	51,705,748株
資本金の額	14,258,118,678円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上